令和５年　第１回定例会

広域飯能斎場組合議会会議録

令和５年２月３日

広域飯能斎場組合議会

令和５年第１回広域飯能斎場組合議会定例会会議録目次

招集告示 …… 1

応招・不応招議員 …… 2

第　１　号　（２月３日）

議事日程 …… 3

出席議員 …… 3

欠席議員 …… 3

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者 …… 3

職務のため出席した者 …… 3

議長あいさつ …… 4

議会運営委員会の報告 …… 4

開会及び開議の宣告 …… 4

議事日程の報告 …… 5

会期の決定 …… 5

会議録署名議員の指名 …… 5

諸報告 …… 5

管理者あいさつ …… 5

管理者提出議案の報告 …… 6

議案第１号上程 …… 7

提案理由の説明 …… 7

議案に対する採決 …… 7

議案第２号、議案第３号一括上程 …… 8

提案理由の説明 …… 8

議案に対する質疑、討論、採決 …… １０

議会運営委員会の報告 …… １４

議員提出議案の報告 …… １５

日程の追加 …… １５

議員提出議案第１号上程 …… １５

提案理由の説明 …… １６

議員提出議案に対する採決 …… １６

一般質問 …… １６

管理者あいさつ ……３０
閉会の宣告 ……３１
署名議員 ……３３

参考資料
　処理結果 ……３５

第　1　回　定　例　会

（第　1　号）

広域飯能斎場組合告示第１号

令和５年２月３日に、令和５年第１回広域飯能斎場組合議会定例会を飯能市役所に招集する。

令和５年１月２４日

広域飯能斎場組合管理者　　新　　井　　重　　治

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員　8名

1番	武田一宏	議員	2番	鳥居誠明	議員
3番	金子敏江	議員	4番	三浦和也	議員
5番	内藤光雄	議員	6番	大沢えみ子	議員
7番	佐藤　真	議員	8番	齋藤忠芳	議員

不応招議員　なし

令和５年第１回広域飯能斎場組合議会定例会

議事日程第１号

令和５年２月３日（金曜日）午前１０時開会

1　開会、開議
2　会期の決定
3　会議録署名議員の指名
4　諸報告
5　議案第１号上程
　　提案理由の説明、採決
6　議案第２号、議案第３号一括上程
　　提案理由の説明、質疑、討論、採決
7　組合に対する一般質問
8　閉会

出席議員　８名

１番	武田一宏 議員	２番	鳥居誠明 議員
３番	金子敏江 議員	４番	三浦和也 議員
５番	内藤光雄 議員	６番	大沢えみ子 議員
７番	佐藤　真 議員	８番	齋藤忠芳 議員

欠席議員　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者

管理者	新井重治 君	副管理者	小谷野　剛 君
副管理者	谷ケ﨑照雄 君	会計管理者	五十川美也子 君
事務局長	嶋田一幸 君		

職務のため出席した者

書記長	安藤幸宏 君	書記	大野裕司 君
書記	阿部広明 君	書記	松岡竜一 君

◎議長あいさつ

○議長（鳥居誠明議員）　では、始めさせていただきます。

本日は、令和５年第１回広域飯能斎場組合議会定例会でございますが、お忙しい中ご参集いただきましてありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎議会運営委員会の報告

○議長（鳥居誠明議員）　初めに、本日開会前に議会運営委員会が開催されましたので、協議の結果について報告願います。

武田議会運営委員長

○議会運営委員会委員長（武田一宏議員）　それでは、令和５年第１回定例会に先立ちまして、開会前に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

まず、本定例会の会期につきましては、本日１日とすることに決定いたしました。

次に、本定例会に提出されます議案は、管理者提出議案３件でございます。

次に、本定例会における一般質問の通告は３名ございました。組合に対する一般質問は、議案の審査終了後に行うこととなっておりますので、ご了承願います。

次に、令和５年第２回臨時会につきましては、令和５年５月26日に開会の予定でありますので、あらかじめご了承願います。

次に、令和５年第３回定例会につきましては、令和５年８月１日に開会の予定でありますので、あらかじめご了承願います。

次に、本日、本会議閉会後に、議場において、市に帰任される職員のあいさつがございますので、ご了承願います。

以上で報告を終わりますが、皆様方のご協力、よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（鳥居誠明議員）　以上で議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎開会及び開議の宣告

（午前１０時００分）

○議長（鳥居誠明議員）　ただいまから令和５年第１回広域飯能斎場組合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（鳥居誠明議員）　本日の議事日程は配付しておきましたから、ご了承願います。

◎会期の決定

○議長（鳥居誠明議員）　まず、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は本日１日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員）　ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日と決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鳥居誠明議員）　次に、会議録署名議員の指名を行います。

３番、金子敏江議員、４番、三浦和也議員、８番、齋藤忠芳議員、以上３名の方にお願いいたします。

◎諸報告

○議長（鳥居誠明議員）　次に、諸報告をいたします。

まず、監査委員から広域飯能斎場組合に関する例月出納検査の結果についての報告がありました。報告書の写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、本定例会に説明者として出席する者の職・氏名を一覧表として配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

◎管理者あいさつ

○議長（鳥居誠明議員）　管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者

○**管理者（新井重治君）**　議長のお許しを賜りましたので、開会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、令和５年第１回広域飯能斎場組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご参集を賜り、ここに議会が開会できますことを心から御礼申し上げます。

さて、本年度の火葬の状況でございますが、火葬件数につきましては、１月末現在で、昨年度に比べ232件多い2,780件という状況でございます。本年度の冬場の込み合う時期につきましては、組合外の利用制限を12月下旬から２月中旬にかけて18日間実施しているところでございます。

さて、本定例会にご提案申し上げました案件は、公平委員会委員の選任が１件、条例（案）が１件、令和５年度当初予算（案）１件でございます。何とぞ慎重にご審議をいただきまして、原案のとおりご同意、ご議決賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎管理者提出議案の報告

○**議長（鳥居誠明議員）**　次に、管理者から議案の提出がありましたので、ご報告いたします。

議案につきましては、議案送付書の写しとともにお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

広飯斎組発第１４７号
令和５年２月３日

広域飯能斎場組合議会
議長　鳥　居　誠　明　様

広域飯能斎場組合
管理者　新　井　重　治

議案の提出について

令和５年２月３日開会の、令和５年第１回広域飯能斎場組合議会定例会に、下記議案を提出するため送付いたします。

記

議案第１号　公平委員会委員の選任について

議案第２号　広域飯能斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例（案）

議案第３号　令和５年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）

◎議案第１号上程

○議長（鳥居誠明議員）　まず、議案第１号を議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（鳥居誠明議員）　提案理由の説明を求めます。

新井管理者

○管理者（新井重治君）　ただいま上程されました議案の提案理由につきましてご説明申し上げます。

議案第１号　公平委員会委員の選任につきましては、本組合の公平委員、平井良藏氏が本年３月31日をもって任期満了となりますので、新たに埼玉県日高市武蔵台一丁目21番14号、竹之内定雄氏を選任いたしたいので、議会の同意を求めるため、提案するものでございます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鳥居誠明議員）　説明を終わります。

◎議案に対する採決

○議長（鳥居誠明議員）　お諮りいたします。

議案第１号は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議案第１号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決を行います。

議案第１号は同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員）　ご異議なしと認めます。

よって、本件は同意することに決定いたしました。

◎議案第２号、議案第３号一括上程

○議長（鳥居誠明議員）　次に、議案第２号、議案第３号を一括して議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（鳥居誠明議員）　提案理由の説明を求めます。

新井管理者

○管理者（新井重治君）　ただいま一括上程されました議案の提案理由につきましては、議案に添付されております提案理由説明書のとおりでございますが、私からは概略を申し上げ、議案第３号につきましては、さらに担当職員から補足説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

初めに、議案第２号　広域飯能斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例（案）につきましては、個人情報の保護に関する法律の一部が改正され、組合の個人情報の取扱いについて同法が適用されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、提案するものでございます。

なお、附則において、広域飯能斎場組合個人情報保護条例を廃止し、及び関係する条例の規定を整理するものでございます。

次に、議案第３号　令和５年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）につきましては、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ１億6,418万円とするものでございます。

歳入につきましては、組合市からの負担金及び斎場の使用料が主なものでございます。

歳出につきましては、議会費は議員報酬のほか、議会の運営に係る経費などを計上し、総務費は正副管理者などの人件費のほか、組合事務の執行に必要な経費でございます。また、斎場費は斎場の維持管理・運営及び今後の施設整備に必要な経費を計上したものでございます。

以上、概略を申し上げましたが、担当職員からさらに説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（鳥居誠明議員）　嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　私からは、議案第３号　令和５年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）につきまして、一般会計予算に関する説明書を基にご説明申し上げます。

まず、歳入歳出予算事項別明細書の１ページから２ページの１、総括の歳入歳出の本年度予算額につきましては、歳入歳出合計は、いずれも１億6,418万円とするものでございます。前年度予算額との比較では1,879万7,000円の増でございます。

次に、３ページの２、歳入について申し上げます。１款分担金及び負担金の１項負担金は、組合規約に基づく負担割合に応じた組合市からの負担金で、組合の運営費用に充てるための負担金でございます。１目維持管理費負担金といたしまして１億2,278万1,000円を計上したものでございます。

２款使用料及び手数料のうち１項使用料の１目使用料は3,371万3,000円で、前年度予算額との比較では222万4,000円の増でございます。内訳は、斎場における火葬場使用料3,250件分、2,364万3,000円、葬祭場使用料251件分、334万円、通夜室使用料251件分、390万円、待合室使用料241件分、62万円、霊きゅう車使用料193件分、144万円、霊安室使用料377日分、77万円を計上したものでございます。

４ページの２項手数料は、証明手数料1,000円を、３款繰越金は、前年度繰越金758万円を計上したものでございます。

４款諸収入は、預金利子や自動販売機電気料などを計上したものでございます。

続きまして、６ページからの３、歳出につきまして申し上げます。歳出につきましては、説明欄に事業別で表示しておりますので、そちらに沿ってご説明いたします。

まず、１款議会費、１項議会費、１目議会費の議会運営事業は137万8,000円で、組合議員８人分の報酬のほか、議会運営に要する経費を計上したものでございます。

７ページの２款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費の職員人件費は2,592万4,000円で、正副管理者の給料及び組合への派遣職員３人分の職員給与等負担金などでございます。

総務管理事務費686万2,000円につきましては、電話料等の通信運搬費、ネットワークシステム・財務会計システムなどの保守等の委託料、ＡＥＤの借上料、庁用器具費などに要する経費を計上したものでございます。

８ページの公務災害補償事業６万7,000円につきましては、公務災害補償等認定委員会委員及び同審査会委員報酬を計上したものでございます。

情報公開・個人情報保護事業12万4,000円につきましては、情報公開及び個人情報保護審査会委員報酬を計上したものでございます。

２目公平委員会費の公平委員会運営事業７万5,000円につきましては、委員報酬を計上したものでございます。

９ページの２項監査委員費、１目監査委員費の監査事業40万7,000円につきましては、監査委員の報酬など監査事務に要する経費を計上したものでございます。

９ページから11ページにかけましての３款斎場費、１項斎場費、１目一般管理費の施設管理運営事業は１億2,300万7,000円でございまして、斎場の運営に係る経費を計上したもので、火葬炉等の燃料費、光熱水費、施設等の修繕料、火葬業務等・火葬受付等窓口業務などの委託料、土地借上料、庁用器具費などを計上したものでございます。

施設整備事業533万5,000円につきましては、施設整備について検討するための基本計画策定業務支援委託料を計上したものでございます。

４款予備費につきましては、前年と同額の100万円を計上したものでございます。

なお、12ページ以降に給与費明細書及び令和５年度広域飯能斎場組合負担金の資料をつけており

ますので、ご参考いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鳥居誠明議員）　以上で提案理由の説明を終わります。

◎議案に対する質疑、討論、採決

○議長（鳥居誠明議員）　これより議案に対する質疑を行います。

質疑は通告に基づき、その内容を端的に述べられ、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願い申し上げます。

また、発言は自席で起立して行い、質疑は同一議題について３回を超えることができないこととなっておりますので、ご了承願います。

まず、議案第２号に対しての質疑の通告がありますので、発言を許可します。

大沢えみ子議員

○６番（大沢えみ子議員）　狭山市の大沢でございます。議長のご指名をいただきましたので、議案第２号　広域飯能斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例（案）について質疑をさせていただきます。

まず、確認ですけれども、当組合において対象となる個人情報というのは、具体的にどのようなものでしょうか、お願いします。

〔何事か言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員）　全部言ってしまってください。まとめていただきます。

○６番（大沢えみ子議員）　では、お願いいたします。

次に、今回施行されました条例につきましては、法律施行条例ということで、いわゆる国の定めた法をそのまま基本的には施行する内容ということになっております。当該の法におきましては、匿名加工等を施しながらも、基本的には情報は提供することが可能という目的が示されておりますけれども、今回の条例上、自身の個人情報を提供しないための規定というのは設けられているのでしょうか、お願いします。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

まず、１の個人情報の内容でございますけれども、当斎場をご利用いただく場合には、使用許可申請書を提出いただいております。申請書には、申請者の氏名、住所を記載していただいております。それから、火葬済みであることを証明するために発行する死体火葬許可書の写しがあり、こちらにも申請者の氏名、住所が記載されております。主なものとしては、これらの申請者に関する個

人情報が該当します。

続きまして、２のご質疑でございますけれども、本条例案には自身の個人情報を提供しないための規定はございません。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

他に。

よろしいですか。

○６番（大沢えみ子議員）　はい。

○議長（鳥居誠明議員）　以上で議案第２号に対する質疑を終わります。

次に、議案第３号に対して質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

佐藤真議員

○７番（佐藤　真議員）　日高市の佐藤真です。先ほど議長からご指名いただきましたので、質疑をさせていただきます。

議案第３号の令和５年度広域飯能斎場組合一般会計予算（案）でありますけれども、まず１点目、説明書９ページ、斎場費、一般管理費、施設管理運営事業、需用費のうち燃料費、光熱水費が前年度に比べてそれぞれ240万2,000円、341万9,000円増額されている理由と積算根拠について伺います。

２つ目、同じく説明書９ページ、斎場費、一般管理費、施設管理運営事業、需用費のうち修繕料（施設）が前年度比で498万3,000円増額されておりますが、その内訳についてお尋ねをいたします。

３点目、説明書10ページ、斎場費、一般管理費、施設管理運営事業、委託料のうち火葬業務等委託料が増額されておりますが、その理由についてお尋ねをいたします。

最後、４点目、説明書11ページ、斎場費、一般管理費、施設整備事業、基本計画策定業務支援委託料の内容と委託先について伺います。

以上です。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

まず、１つ目の１の積算根拠でございますが、燃料費につきましては、灯油価格の上昇により増額となりました。積算根拠としましては、本年度の灯油の１リットル当たりの単価は、税込み131円で見積もりましたが、来年度は１リットル当たりの単価を税込み148円で見積もっております。

次に、光熱水費につきましては、電気料金の改定に伴う料金の上昇により増加となりました。電気使用量の積算根拠としましては、過去の実績を基に算出しました。

続きまして、２点目の修繕料（施設）の内訳につきましては、庁舎施設修繕と火葬炉修繕に分けております。庁舎修繕としましては、浄化槽及び防災設備修繕など、火葬炉修繕としましては、主

燃室セラミック２層張替え修繕、耐火台車台取替え修繕、再燃バーナー取替え修繕、再燃室床修繕などを予定しております。

次に、３つ目の火葬業務等委託料が増額された理由につきましては、来年度は12月から翌年２月までの３か月間、１日11件の火葬の受入れから１件増やし、１日12件の火葬を行うための経費として増額させていただきました。

次に、４つ目の基本計画策定業務支援委託料の内容と委託先につきましては、施設整備事業を進めていく上での基本計画を策定するための業務を委託するもので、内容としましては、現施設の現状分析、施設整備のための基本方針案の策定、建て替え案の検討などを考えております。委託先につきましては、今後選定する予定でございます。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

他に質疑ございますか。

次に、金子敏江議員

○３番（金子敏江議員）　３番、金子です。私のほうからは通告をいたしましたこの議案の第３号です。それで、使用料のところなのですけれども、令和５年度の一般会計予算案は、総額で前年度比で1,879万7,000円の増という中で、この使用料のところが前年対比で222万4,000円の増となっています。先ほどその件数については説明があったのですけれども、これも最近の動向を捉えてということになると思いますので、その辺も踏まえて積算についてお伺いいたします。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

各使用料の積算の根拠につきましては、火葬場使用料は火葬件数が年々増加している状況から、本年度の実績と増加傾向であることを加味して見積もり、火葬場使用料は増額となりました。葬祭場使用料、通夜室使用料、待合室使用料、霊きゅう車使用料及び霊安室使用料につきましても、増加傾向であることを加味して、件数、日数を見積もり、増額となりました。このため全ての使用料の見積りが増額となり、使用料は前年度と比較して222万4,000円の増額となりました。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

金子議員

○３番（金子敏江議員）　ありがとうございます。

それで、１点、火葬場の使用料のところなのですけれども、冒頭市長からもあいさつの中でありましたけれども、１月末で昨年比二百何十件ですか、大変多いというようなことで、年々増加傾向にあるということは当然分かるのですけれども、どの程度見たのかなというところでお聞きできる

でしょうか。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

来年度の火葬件数の見込みでございますが、3,250件を見積もったところでございます。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

金子議員

○３番（金子敏江議員）　それは先ほど説明の中で聞いているのですけれども、だからその増加傾向というところがどの程度見たのかな、前年度対比でというところを具体的にお聞きできればと思ったのですけれども、どうでしょうか。

〔何事か言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

今年度の実績を踏まえて、8.3％増を見込んで積算したところでございます。

以上です。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

○３番（金子敏江議員）　はい、分かりました。

○議長（鳥居誠明議員）　以上で議案第３号に対する質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第２号に対し、大沢えみ子議員から反対討論の通告がありますので、発言を許可します。

６番、大沢えみ子議員

○６番（大沢えみ子議員）　６番、狭山の大沢でございます。議案第２号　広域飯能斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例（案）に反対の立場から討論をさせていただきます。

この条例は、これまでの個人情報保護条例に代えて、新たに国が定めた法律を施行するための条例となっています。個人情報は、思想、信条にも関わる貴重な情報です。これまでの個人情報保護条例は、差別や偏見、基本的人権の侵害のないよう、目的外の利用や外部への情報提供に制限をかけるなど憲法に基づいて住民の自己情報コントロール権を保障してきました。しかし、今回国が定めた法律は、その目的に個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の既得権利利益を保護するとされており、匿名加工等を施しながらも、基本的には情報を提供

することが前提となっています。

質疑の中では、原則として自身の個人情報提供を拒む措置は講じられていないことも明らかになりました。当組合で扱う情報に関しては、現時点では限定的なものかもしれませんけれども、顔認証や個人の行動履歴など膨大な情報がネットワーク化されるデジタル社会の昨今、プライバシー権の強化こそが必要であることを述べ、反対討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（鳥居誠明議員）　以上で通告による討論は終わりました。

他に議案第２号に対する討論はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員）　討論なしと認めます。

以上で議案第２号に対する討論は終わりました。

以上で討論を終わります。

これより、採決を行います。

まず、議案第２号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鳥居誠明議員）　起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

休憩いたします。

〔休憩　午前１０時２８分〕

〔再開　午前１０時４３分〕

○議長（鳥居誠明議員）　再開いたします。

◎議会運営委員会の報告

○議長（鳥居誠明議員）　休憩中、議会運営委員会が開催されましたので、その結果について報告を求めます。

武田議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（武田一宏議員）　ご報告申し上げます。

休憩中に議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

本日、議案第２号が可決されたことに伴いまして、広域飯能斎場組合議会の個人情報の保護に関する条例（案）を本日の日程に追加することに決定いたしました。ご了承願います。

以上で報告を終わります。

○議長（鳥居誠明議員）　以上で議会運営委員長の報告を終わります。

◎議員提出議案の報告

○議長（鳥居誠明議員）　次に、武田一宏議員ほか３名から議員提出議案第１号　広域飯能斎場組合議会の個人情報の保護に関する条例（案）の提出がありました。

印刷の上、配付しておきましたから、ご了承願います。

議員提出議案第１号

広域飯能斎場組合議会の個人情報の保護に関する条例（案）

上記の議案を別紙のとおり提出します。

令和５年２月３日

提出者	広域飯能斎場組合議会議員	武　田　一　宏
賛成者	同	佐　藤　　真
同	同	金　子　敏　江
同	同	大　沢　えみ子

広域飯能斎場組合議会議長　　鳥　居　誠　明　様

◎日程の追加

○議長（鳥居誠明議員）　お諮りいたします。

議員提出議案第１号を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議員提出議案第１号上程

○議長（鳥居誠明議員）　議員提出議案第１号を議題といたします。

◎提案理由の説明

○議長（鳥居誠明議員）　提案理由の説明を求めます。

１番、武田一宏議員

○１番（武田一宏議員）　ご指名でございますので、議員提出議案第１号　広域飯能斎場組合議会の個人情報の保護に関する条例（案）の提案理由を申し上げます。

本案は、個人情報保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、広域飯能斎場組合個人情報保護条例を廃止し、同法が適用されることになりますが、議会はこの適用から除外されるため、提案するものでございます。

以上、議員皆様方のご賛同を申し上げ、説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（鳥居誠明議員）　説明を終わります。

◎議員提出議案に対する採決

○議長（鳥居誠明議員）　お諮りいたします。

議員提出議案第１号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員）　ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第１号は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより採決を行います。

議員提出議案第１号について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（鳥居誠明議員）　ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎一般質問

（佐藤　真議員）

質　問　事　項	質　　問　　要　　旨
1　新型コロナウイルス感染症に伴う対応について	（1）厚生労働省が令和５年１月６日に発表した新しいガイドラインへの対応について ①納体袋の使用についての見解は。 ②遺族等の方の意向を踏まえた適切な感染対策のあり方について、どの様に考えるか。 ③火葬の時間帯の分離、遺族等の動線分離のあり方についての見解は。

○議長（鳥居誠明議員）　次に、広域飯能斎場組合に対する一般質問を行います。

発言は通告順に許可します。発言に入る前に一言申し上げます。質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、またこれに対する答弁も要点を簡明に述べられるようお願いいたします。

それでは、発言を許します。

７番、佐藤真議員

○７番（佐藤　真議員）　７番、佐藤真です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行わせていただきます。

質問事項、新型コロナウイルス感染症に伴う対応について。質問要旨、厚生労働省が発表した新しいガイドラインへの対応についてであります。

（1）、厚生労働省が発表した新しいガイドラインへの対応について。まず、収束がいまだ見えない新型コロナウイルス感染症の感染拡大でありますけれども、当斎場組合の職員の皆様、現場に携わる皆様のご尽力に感謝申し上げます。

当組合での業務に関しては、国の緊急事態宣言の発行に伴う当組合における新型コロナウイルス感染防止対策等の方針及び対応についてが基本となっていました。今年、令和５年１月６日に厚生労働省が新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドラインが改訂されております。先ほど管理者のあいさつにもありました。その改訂を受けて、広域飯能斎場組合でも対応の変更がなされ、その報告が１月25日に組合議会議員に報告されております。報告されている内容とも関わることがありますが、収束が見えないコロナ禍の中でも、利用者の方が安心して利用でき、職員の方が安心して働ける環境が求められていると考えますので、質問をいたします。

①、納体袋の使用についての見解についてお尋ねをいたします。コロナ禍の中で、感染防止のために火葬の際に納体袋の使用が要請されていました。しかし、ご遺体を納体袋に入れることによって、故人との最後のお別れが妨げられ、悲しいとの声もありました。改訂されたガイドラインのポイントには、遺体に適切な感染対策を講ずることにより、通常の遺体と同様に取り扱うことができ、

納体袋に収容する必要はなくなりますと示されています。最後のお別れを望むご遺族の方にとって大切な改訂ポイントになると考えます。当斎場組合ではどのように対応していくのか、伺います。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

納体袋の使用につきましては、改正されましたガイドラインに示されているとおり、ご遺体に適切な感染対策を講ずることにより、納体袋への収納は必要でないとされていることから、当斎場におきましても適切な感染対策を取られたご遺体につきましては、納体袋の使用につきましては不要とさせていただいております。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

佐藤議員

○７番（佐藤　真議員）　１点再質問させていただきたいと思います。

送られてきた対応の変更を見ると、体液流出のリスクが非常に高いと想定される場合は納体袋への収納を要請すると書かれております。これは、具体的にどのようなことが想定されているのか、伺います。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

このご遺体の状態につきましては、いろいろなケースがあろうかと思います。こちらで亡くなられた方、あとコロナウイルス関係で亡くなられた方、その疑いのある方の火葬の予約を受けたときに、ご遺体の状態について確認させていただいて、納体袋が必要か不必要かというところの確認を取っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

佐藤議員

○７番（佐藤　真議員）　では、続いて２点目、遺族等の方の意向を踏まえた適切な感染対策の在り方について、どのように考えるかについて伺います。

改訂されたガイドラインのポイントには、ご遺体のほかにも、通夜、葬儀、火葬で遺族の方の意向を踏まえた適切な感染対策が求められています。新型コロナウイルス感染症の感染予防と社会活動の両立を図ることが求められている昨今ですが、収束していない現状を見ると、適切な感染対策が必要とされていることは言うまでもないかと思います。

同時に、その場合にご遺族の方の意向を踏まえることも大切と考えます。当斎場組合としてどの

ように考えるのか、伺います。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

遺族等の方の意向を踏まえた適切な感染対策の在り方につきましては、新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いのある方のご遺体への適切な感染対策をお願いすること、棺の表面の消毒、葬祭場、通夜室の利用の際は、ソーシャルディスタンスの確保など基本的な感染対策を行い、当施設をご利用いただくようお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

佐藤議員

○７番（佐藤　真議員）　１点再質問させていただきたいと思います。

対応の変更では、職員、遺族にマスクの着用が求められています。現状では大切なことと私は考えますけれども、ご承知のとおり、今、マスクについても国のほうで議論されております。今後マスクの着用方針に変更があった場合、どのような対応になるのか、お尋ねをいたします。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

今後国からのガイドライン等でのそういった変更点がありましたら、それに従いまして、組合のほうも検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

佐藤議員

○７番（佐藤　真議員）　では、続いて３点目、火葬の時間帯の分離、遺族等の動線分離の在り方についての見解はについてお尋ねをいたします。

改訂されたガイドラインを受けての対応の変更では、通常火葬と同様に、施設を利用することができると、このように記載があります。従来の通常火葬が終了してからの施設利用という時間帯の分離がなくなることかと思いますけれども、今までのような受入れ枠もなくなったのか、また遺族の方の動線分離はどうなるのか、伺いたいと思います。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

以前、特別枠として行っておりましたコロナウイルスで亡くなられた方、またその疑いのある方

の火葬については時間外での火葬は廃止したところでございます。また、火葬時間帯の分離につきましては、方針を見直す前までは１日最大２体の火葬を時間外に受けておりましたが、対応方針を見直し、現在通常の火葬時間の中で新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方及びその疑いのある方の火葬を受け入れております。火葬時間帯につきましては、ガイドラインに沿った対応に変更したものでございます。遺族等の動線分離につきましては、ガイドラインによりますと、遺族等の方の動線分離は必要ないとのことでありますが、ソーシャルディスタンスの確保など引き続き基本的な感染対策を行っていただくよう利用者に対しましてお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

○７番（佐藤　真議員）　終わります。

○議長（鳥居誠明議員）　よろしいですか。

○７番（佐藤　真議員）　はい。

○議長（鳥居誠明議員）　以上で佐藤真議員の一般質問を終わります。

（大沢えみ子議員）

質　問　事　項	質　　問　　要　　旨
１　ご遺体の取り違え防止について	（１）先ごろ、民間の葬祭場においてご遺体の取り違えがあったとの報道があったが、当組合ではどの様な防止策が取られているか。
２　広域飯能斎場施設整備の検討について	（１）整備スケジュールはどの様になるか。 （２）火葬需要や老朽化を考えると早期の整備が必要と考えるが、この冬の火葬状況と、早期整備が可能な手法にはどの様なものがあるか。 （３）「指定管理者に移行する場合は課題がある」とのことだが、どの様なことか。 （４）動物炉設置についての考えは。

○議長（鳥居誠明議員）　次に、６番、大沢えみ子議員

○６番（大沢えみ子議員）　狭山市の大沢でございます。議長の許可を得ましたので、私の一般質問をさせていただきます。

まず初めに、ご遺体の取り違え防止についてです。先頃、民間の葬祭業者ではありますけれども、ご遺体の取り違えが起こったとの報道がございました。火葬しようと職員がご遺体を引き出しに行ったところ、当該ご遺体が見当たらず、別の方のご遺体が残っていたと、気がついたときにはもう既に一方の方の火葬が済んでいたとのことで、ご遺族とは既に和解をされているそうですが、本来

あってはならないことです。ただ、人が管理する以上、ミスというのは起こり得るものとして予防策を講じておくことが必要だと考えます。当組合で複数のご遺体を安置する場合、取り違え防止策はどのように取られているか、お願いをいたします。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

当斎場では、安置室をご利用いただき、最大２体までご遺体をお預かりすることができます。ご遺体は納棺され、棺は別々にお預かりしており、安置室の搬出口には故人の氏名、ご安置期間、葬祭業者名を記載したものを掲示しております。安置室から棺を移動する場合は、葬祭業者立会いの下、故人の氏名を確認し、棺を搬出しております。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

大沢議員

○６番（大沢えみ子議員）　ありがとうございます。当該民間の葬祭事業者では、過去にも同じような事例があったということで、複数回にわたってのことがあったということが報じられております。当施設においては、業者さんも立会いでということでございますので、こうしたミスの防止というのをぜひとも新しい施設が今後整備をされることにおきましても、運用について引き続き適切に行っていただくように要望をさせていただきます。

次に、広域飯能斎場施設整備の検討についてお伺いをしてまいります。昨年に引き続き、今年度も構成市の担当者の皆様で定期的に協議が重ねられましたことを議事録にて拝読をさせていただきました。ご担当者の皆様におかれましては、熱心にご議論いただきましたこと、本当にありがとうございます。

おおよそのスケジュールというのが協議されたようでございますけれども、改めてどのような検討状況、スケジュールについてどのような今、予定になっているのか、お示しください。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

まず、来年度に基本計画を策定する予定でございます。その後につきましては、基本設計、実施設計、建て替え工事というスケジュール案を検討しているところですが、基本計画の策定におきまして、整備手法、運営方法を検討し、方針を決めることになりますので、その方針によっては新たな工程が加わる場合もあると考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

大沢議員

○６番（大沢えみ子議員）　確認させていただきます。

担当者の会議の議事録におきましては、具体的な年度等も幾つか示されていたかと思いますけれども、最短でどれくらいのスケジュールが示されていたのか、改めてお願いをいたします。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

順調にいきまして、令和11年度完了を目途にということで協議を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

大沢議員

○６番（大沢えみ子議員）　ありがとうございます。

先ほどもご答弁いただいたように、運営手法については引き続き協議をされるということでありますけれども、老朽化ですとか、火葬事業、先ほど新年度予算の審議の中でも、来年度かなりの増加が予定されているという中で、受入れ枠の拡大というようなこともご質疑の中であったかというふうに思います。実際、この冬の火葬におきまして、私どものところにも火葬を待ったというようなお声をいただいているところですが、やはり早急な整備が必要だというふうに考えております。参考までにこの冬、11月から当該１月までにおける火葬までの平均日数と最大の日数というのがどれくらいになっているでしょうか。

また、整備可能な手法、早期整備が可能な手法としてはどのようなものが検討されているのか、お願いします。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

11月から１月までにおける死亡日から火葬までの平均日数につきましては、死亡日が推定という死亡者を除きますと、平均８日、最大日数は20日でございます。日数につきましては、ご葬家の諸事情により、死亡日から火葬日までが長くなることもありますので、ご理解いただきたいと存じます。

また、早期整備が可能な手法についてのご質問につきましては、整備手法につきましては、従来方式、ＤＢＯ方式、ＰＦＩ方式などが考えられます。それぞれの特徴について研究しておりますが、専門家によりますと、ＰＦＩ方式は他の方式よりも整備期間がかかると伺っております。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

大沢議員

○６番（大沢えみ子議員）　ありがとうございます。やっぱりかなりの待ちが出ているなというのが実感であります。整備手法に関して今ご答弁いただきましたように、ＰＦＩ方式につきましては、従来の手法よりは期間がかかるというようなご指摘もあったということでございます。

また、議事録の中では、指定管理者についても説明、協議等が行われているようでございまして、この中に指定管理者に移行する場合には課題があるというような記載もございましたが、どのような課題が想定されているのでしょうか、お願いします。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

指定管理者に移行する場合の課題につきましては、組合事務局と指定管理者との間での管理運営上における役割分担に課題があると考えております。現在は組合事務局を斎場施設内に置いておりますが、指定管理者に移行した場合、事務局を斎場とは別の場所に置く体制が望ましいのではないかと考えております。この点が想定される課題の一つであると考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

大沢議員

○６番（大沢えみ子議員）　ありがとうございました。実際には公の施設として整備をしてから指定管理者にというような形になるかというふうには思うのですけれども、ただ、さきにご答弁いただいたように、役割分担が課題であるということであります。それが場所だけではなくて、やはり実際のいろいろな運営においても、いろいろな指示あるいは様々な運営においての協議、そういったところにおいてもやはり課題が出てくるのだろうというふうに考えております。

私も斎場についての課題というのをいろいろと調べさせていただいている中で、やはり斎場においては、災害時のときの対応というのはやはり一つ大きな課題であって、備えておかなければならないというふうにご指摘のある論文がございました。いわゆる大規模災害時に大勢のご遺体を火葬しなければならない状況あるいは他地域からの受入れ、そういったものへの要請に配慮、こうしたものや、いろんな想定外の事態が起こるときに、やはり直営でやっていれば、ぱぱっと判断をして臨機応変にあるいは緊急に対応ができるという、スムーズにできるというようなことがある中で、やはりそこに民間の業者さん、あるいは指定管理者、そういったところが入っていると、一々それを確認しながらやらなければいけない、あるいはさらに火葬の件数などが増えた場合には、委託料等予算等も再度検討が必要、そういったことも重ねて出てくるというようなご指摘でございました。やはり私はまずはとにかく早く整備をしていただきたい。先ほどもありましたけれども、直近の最短でも令和11年ということで、これから考えれば７年間はかかるというようなことで考えますと、

やはり直営で早急に整備をしていただき、やはり斎場という施設におきましては、民間業者さんの運営といいますか、利益というふうにはいかない施設だというふうに考えておりますので、やはり安定的あるいは緊急性にも臨機応変に対応できる、そうした意味では直営方式で実施していただきますよう、早急な整備、来年度は基本計画ということは立てられるようでありますので、その中でそういった面も検討していただき、早急な整備をしていただきたいと要望をさせていただきます。

最後に、動物炉についてお伺いをいたします。さきに視察をさせていただきました東松山斎場をはじめ幾つかの斎場では、動物炉を設置されているところがございます。当組合において今回の整備を機に動物炉を設置する考えはありますでしょうか、お願いをいたします。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

動物炉の設置につきましては、今後施設の整備方針を検討する中での検討案件と考えております。火葬炉の規模などと合わせ総合的に検討するものと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

大沢議員

○６番（大沢えみ子議員）　ありがとうございました。東松山斎場は当該施設の１年後の建設ということですが、既に整備が終わっております。ぜひ繰り返しになりますが、早急な整備をしていただきますようお願いをいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥居誠明議員）　以上で大沢えみ子議員の一般質問を終わります。

（金子敏江議員）

質　問　事　項	質　問　要　旨
1　斎場利用	（1）構成市の令和２年度～令和５年１月末現在までの新型コロナウイルス感染症による死亡者の火葬件数について （2）火葬までの待ち日数の状況について
2　施設整備	（1）令和５年度施設整備事業の「基本計画策定」にあたり、基本計画の柱となる基本的な検討事項について （2）比企広域市町村圏組合東松山斎場視察を有効に生かす点について
3　火葬料	（1）火葬料の市民負担軽減について （2）施主または申請者が組合内にある場合は組合内料金を適用することについて

○議長（鳥居誠明議員）　次に、３番、金子敏江議員

○３番（金子敏江議員）　それでは、一般質問ですけれども、通告させていただきました。質問させていただきます。

大きく３点なのですけれども、最初に斎場利用ということで、（１）については、実態を把握しておきたいということの観点での質問です。構成市の令和２年度から令和５年１月末現在までの新型コロナウイルス感染症による死亡者の火葬件数についてお伺いいたします。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

構成市の令和２年度から令和５年１月末現在までの新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方及びその疑いがある方の火葬件数は195件でございます。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

金子議員

○３番（金子敏江議員）　全部合計でということですね。195件ということでお聞きいたしました。これは、実態を把握したいということでお聞きしたわけです。

そして、次の（２）の火葬までの待ち日数の状況についてなのですけれども、先ほどの大沢議員の質問とも重なる点があるかというふうに思うのですけれども、現在飯能斎場では午前９時半から午後２時30分まで30分間隔で11件の火葬を行っているわけです。この時期、私の周りでも大変お亡くなりになる方が多いのですけれども、火葬までの待ち日数の状況がどうなっているのか、お伺いいたします。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

本年度火葬炉の稼働率が高い12月から１月までの間の死亡日から火葬日までの平均日数は９日でございます。また、一番長い日数は20日でございました。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

金子議員

○３番（金子敏江議員）　ありがとうございます。

それで、平均が９日ということなのですけれども、私が知っている知人の方も11日、そして10日というふうに間隔はかなり長くなってきているわけです。それで、長く自宅、今、寒いですから、安置をしておくというような形になるわけですけれども、やはりここはちょっと長過ぎるので、何

とか短縮してほしいなという要望はもうかねてからあるわけなのです。それについて改善方法が検討されたのかどうか、お伺いしておきたいと思います。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

待ち日数の短縮についてのご質問でございますが、通常１日11件の火葬を行っておりますが、来年度につきましては、12月、１月、２月の３か月間に限り、午後３時の火葬枠を設けて、１日最大12件の火葬予約を受付して対応してまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

金子議員

○３番（金子敏江議員）　その12月、１月、２月の３か月に限定としてということですけれども、１件多く対応していこうというその努力には大変感謝するところです。ただ、先ほどの新型コロナウイルス感染症の方で、疑義で亡くなった方の火葬がこれまでは夜間に行っていたのを通常の運用にしていかれるということで、１枠設けていただいたことは期間限定ですけれども、大変感謝するのですけれども、それがなかなかこの日数の短縮までつながるのかなというところで、見通しといいますか、その点についてお伺いしておきたいと思います。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

今回限定期間ということでございますが、他の斎場の状況を見ますと、やはり３時という火葬時刻を設けて火葬している斎場もありますので、そういったところも考慮して期待できるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

金子議員

○３番（金子敏江議員）　ありがとうございます。その施設運営する側の努力ということは大きく評価したいと思います。

それでは、２の施設整備のほうに移ります。（１）の令和５年度施設整備事業の「基本計画策定」、今回令和５年度の予算案に委託料が載っているわけですけれども、この基本計画の柱となる基本的な検討事項についてお伺いします。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

基本計画の柱となる基本的な検討事項につきましては、現施設の現状分析と課題を整理し、火葬場整備の基本条件について検討し、施設整備のための基本方針案を策定する予定です。このほか、火葬炉設備の基本方針の策定、建て替え案の検討、事業計画などの検討を行う予定でございます。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

金子議員

○３番（金子敏江議員）　基本的なというところでの柱の考え方を伺ったわけですけれども、ここで気がつくところで、ぜひこういう提案、当然のような話なのですけれども、施設整備に生かしていただきたいということで何点か申し上げたいと思うのです。

施設の規模、配置というのは、今後の推計によると思うのです。それで、火葬炉の数ですけれども、これをどういうふうにしていくかというところでの検討状況を１つお伺いします。

それから、施設の配置は大変大切になってくると思うのですけれども、平面図で見ますと、全体が見えるわけですけれども、道路に面したほうの一般の駐車場というのは１段低くなっていますよね。それは当然その平らに造成が必要になっていると思うのですが、その点について。

そして、環境の点では、バグフィルターの設置というのは、もう必須になると思うのですが、その点。

そして、再生可能エネルギーの導入、太陽光発電の設置、これは施設の電力を自力で賄うと同時に、配電もできるというような状況ができると思いますので、その検討状況もお願いしたいし、照明としては、ＬＥＤ照明の導入なども検討していただきたいと思いますが、その点どうでしょうか。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

火葬炉の数等につきましては、具体的にこの基本計画の中で現状分析、将来の死亡者数などをもう一度調査・分析しまして、適切な火葬炉数を決めていくということになります。

また、配置につきましても、限られた施設の面積の中で行うものですので、場合によってはそういった造成を進める必要がある場所も出てくるかと考えております。

それから、環境関係でございますが、公害防止、環境保全対策等を配慮し、基本方針について検討するものと考えております。

また、発電設備等につきましても、施設全体の整備計画の中で再生可能エネルギーの活用について検討するものと考えております。

答弁は以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　金子議員

○３番（金子敏江議員）　ありがとうございます。新しい施設ということで、様々な機能を備えた形が必要になってくると思いますが、ぜひよろしくお願いいたします。

それで、次に（２）の昨年視察をさせていただきました比企広域市町村圏組合東松山斎場視察を有効に生かす点についてで質問をさせていただきます。特にここでは３点、非常に地元材をふんだんに使った建物であるということ、ときがわ町産の木材を活用した木質化、木造化等、それから内装、外装の長寿命化を図り、段差の解消等ユニバーサルデザインにも配慮した設計ということになっています。この特に地元材を活用したというところでは、ぜひこの飯能の西川材を活用して、自然環境にマッチした建物にしていただけたらと。３市の広域であるわけなのですけれども、立地しているのが飯能市なものですから、飯能の西川材というものを大いに活用していただけたらということです。

大変恐縮なのですけれども、飯能市では森林認証協議会を立ち上げ、森林管理を認証するＦＭ認証と、それから認証森林から産出された林産物の適切な加工・流通を認証するＣｏＣ認証というこの一体で取得をしているわけなのです。そして、県内の林産地でいうと秩父市、それから児玉のほう、秩父市、こだま森林組合、それから飯能の飯能市森林認証協議会があるわけですけれども、この３つの中でも、飯能の場合は全体の森林面積の約３割に当たる１万4,569ヘクタールを認証面積ということで、この認証面積では県内最大規模ということになります。ぜひ大変恐縮ですけれども、この飯能に立地しておりますので、こうした飯能の地元材を大いに活用していただきたいということです。

そして、２つ目は、個室を多く整備をされている点です。大変これは東松山の斎場を見て、飯能でも６室ありますけれども、非常に多く用意をされているという点で、家族葬が主流となる中で、ご遺族のプライバシーが大切にされているなというふうに感じました。この点もぜひ生かしていただきたいと思います。

そして、３つ目は、直葬に配慮した告別室を２つ設置しているのです。今、コロナの関係がありますから、開放して使っているのですけれども、全部個室にして、もちろん通常の葬儀を行った方もここは利用できるわけですけれども、家族葬、直葬に配慮したこの告別室の設置にも検討いただけたらというふうに思います。

大きくこの３つなのですけれども、この点をぜひ有効に生かしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

ご案内のとおり、東松山斎場の施設に行きまして、いろいろな地元材、木材を使用した部分もあり、工夫された施工も参考になったところでございます。これにつきましては、検討してまいりた

いと考えております。

また、個室を使った直葬で対応できる場所につきましても、ご遺族に配慮した施設に整備されているというふうに感じましたので、検討したいと考えております。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　金子議員

○３番（金子敏江議員）　ぜひ検討していただきたいと思います。

それから、３番目が火葬料、何か火葬料だけに限定しているような通告になってしまったのですけれども、使用料全般なのですが、特に火葬料ということで質問をいたします。

（１）の火葬料の市民負担軽減についてということで、今後のその新しい施設になったときの料金体系、これも東松山の斎場を非常に参考にさせていただいています。質疑応答というか、そういう場を設けていただきましたけれども、新しい施設になって、料金の改定を考えていたのだけれども、市民生活が大変厳しいということで、これを据え置きました。ぜひ今、本当にそういう市民生活が大変だという点では、現行のその料金体系、私は組合内の非常に安く減免をしているという点では大変評価しております。まず、この料金体系を維持していただきたいと思うのですが、その点についてどうでしょうか。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

今後将来的なことになりますけれども、現状としましては、現在の火葬料金につきましては、亡くなられた方が組合員の方、市民、住民の方は、大人は5,000円となっております。他の斎場の中にはかからないという斎場もありますけれども、現状としては今、この料金体系を維持してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　以上です。

金子議員

○３番（金子敏江議員）　ぜひぜひそういう方向でお願いしたいと思います。

そして、（２）なのですけれども、その上に立ちまして、再三の質問になりますが、この亡くなった方本人だけでなくて、施主または申請者の方が組合内にある場合は、組合内料金を適用してほしいのだということを再三一般質問で要望しているわけですけれども、今回もそのようにいたしました。というのは、この東松山の斎場はこういう料金体系なのです。全県の様子を調べましたけれども、県内の公設の火葬場というのは22か所あるのですけれども、こうした取扱いをしている、減免措置を取っているところというのは６施設というのでしょうか、６施設あります。また、そのほかに４つの施設は待合室の使用料については、施主さん、申請者の方が組合内だったら減免しよう

というところが幾つかあります。それから、介護の施設に入所して、住所地の措置に移していても、例えば他市の介護施設もそうですし、養護老人ホームに入所しているという方々ももともとその組合内の方であれば、介護保険の被保険者であれば、またその住んでいたということが証明できれば、それは減免するというような自治体を含めて４施設あります。

私、お願いしたいのは、こうした火葬料、一番負担の重いのは火葬料ですから、それについて申請者の方、また喪主さんが組合内にある場合は同等の扱いをしていいのではないかということです。この前の繰越金を見ますと、令和元年度が約900万、令和２年度が約1,039万、令和３年度が約1,200万円繰越金を出しているわけです。こうした減免措置をぜひ今の市民生活を考えたときに、ほかの施設、事業体でもうかなり積極的に今、取り組んでいるということが分かりましたので、再三ですけれども、ぜひ検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁願います。

嶋田事務局長

○事務局長（嶋田一幸君）　ご答弁申し上げます。

亡くなった方の住所地が組合市内でなくても、喪主または火葬申請者の住所地が組合市であれば、組合市の住民と同様の料金を適用することにつきましての質問でございますけれども、使用料は当組合を運営する上で必要となる収入源の一部でありますので、現状の対応を維持してまいりたいと考えております。この件につきましては、今後研究させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鳥居誠明議員）　答弁は以上です。

金子議員

○３番（金子敏江議員）　研究・検討から検討ということに答弁いただいたので、私としては少し進むかなというような気がいたしました。勝手な思いかもしれませんけれども。ぜひこういう市民負担軽減ということで、いろんな制度が市の料金体系にとって減免制度って非常に必要な、特に今そういう時代になってきました。ぜひ検討のほうをよろしくお願いして、一般質問を終わりたいと思います。

○議長（鳥居誠明議員）　以上で金子敏江議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終了いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎管理者あいさつ

○議長（鳥居誠明議員）　管理者からあいさつのため発言を求められておりますので、許可いたします。

新井管理者

○**管理者（新井重治君）**　議長のお許しを賜りましたので、閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました案件は、議案３件でございました。慎重なるご審議をいただき、原案のとおりご同意、ご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

今後とも組合運営につきましては鋭意努力していく所存でございますので、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ここに、令和５年第１回広域飯能斎場組合議会定例会の閉会に当たりまして、議員の皆様のご健勝とご活躍を心からご祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○**議長（鳥居誠明議員）**　これをもちまして令和５年第１回広域飯能斎場組合議会定例会を閉会いたします。

（午前１１時２７分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　鳥　居　誠　明

署名議員　金　子　敏　江

署名議員　三　浦　和　也

署名議員　齋　藤　忠　芳

処　理　結　果

処　理　結　果

番　　号	件　　名	議決番号	結　　果
議案第 1 号	公平委員会委員の選任について	第 1 号	同　　意 （全員）
議案第 2 号	広域飯能斎場組合個人情報の保護に関する法律施行条例	第 2 号	原案可決 （多数）
議案第 3 号	令和５年度広域飯能斎場組合一般会計予算	第 3 号	原案可決 （全員）
議員提出 議案第 1 号	広域飯能斎場組合議会の個人情報の保護に関する条例	第 4 号	原案可決 （全員）